

模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化について

〔 2 0 0 6 年 9 月 1 5 日 〕
〔 模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定 〕

模倣品・海賊版の撲滅のためには、製造・流通の防止に加え、消費者の意識向上に着目した総合的な対策を講ずることが重要であり、「知的財産推進計画2006」においても、模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化することとしている。

他方、2006年8月には、知的財産に関する国民の意識を調査した「知的財産に関する特別世論調査」の結果が発表され、一般消費者の模倣品・海賊版購入を容認する回答は50%近くもあったこと、政府による消費者啓発活動の認知度は約50%に留まっていること等が明らかになった。

模倣品・海賊版の購入を容認する消費者の意識は、その氾濫の大きな要因になっていると考えられる。今回の世論調査結果も踏まえ、消費者の意識向上のため、関係省庁が一体となって、下記の取組を強力に推進する。

記

1. 模倣品・海賊版撲滅キャンペーンの実施

世界的な模倣品被害の実態を踏まえ、我が国における模倣品販売・流通を食い止めるため、国内消費者に対して模倣品購入の弊害についての認知を高めるとともに、「ホンモノ志向」の購買意識を高めることを目的に、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施する。

具体的には、全世代の消費者を対象として可能な限り広範囲かつ大規模に訴求することができるよう、ビデオクリップ、TVコマーシャル、ポスター、バナー広告、新聞・雑誌広告等の多様なメディアから効果的なメディアの組み合わせを選択し、2006年12月中に広報事業を開始し、1ヶ月間を超える「キャンペーン期間」を設ける。

【経済産業省】

2. 街頭等における取組

不正商品対策協議会と共同作成した広報啓発ポスター「DON'T BUY COPY GOODS!」を警察署及び交番又は駐在所のほか、運転免許センター、駅掲示板等

の人が多く集まる場所、全国約16,000箇所に、2006年9月1日から1年間掲示し、知的財産権の保護と不正商品の排除を国民に広く訴える。

【警察庁】

3. 海外旅行者等向け取組

(1) 空港等におけるポスター掲示・リーフレット配布

空港等へのポスターの貼付、海外旅行者へのリーフレットの配布、パネル展示を通じ、模倣品・海賊版の国内への持込みは法律により規制されており、税関では水際で取締りを行っている旨の注意喚起を行う。

また、2006年度中に新たなポスター及びリーフレットを作成するとともに、関係機関、空港等において貼付・配布する。

【財務省】

海外への違法な種苗の持ち出し防止を呼びかけるリーフレットを2006年4月に1万5千部配布した。2006年10月に、更に約1万部を増刷し、配布する。

【農林水産省】

(2) 空港関係者向け説明会等の実施

空港における海外旅行者向けのキャンペーンや税関見学者への説明、航空会社や旅行会社職員を対象とした説明会等を通じ、模倣品・海賊版の国内への持込みは法律により規制されており、税関により水際で取締りを行っている旨の注意喚起を行う。

【財務省】

(3) 海外旅行者等向け広報

海外における知的財産権被害の実態にかんがみ、2006年度中を目途に、国民（主に海外旅行者を想定）に対し、模倣品・海賊版の違法性についての注意喚起を各種メディアを通じた広報を以って行う。

【外務省】

4. 教育・研修活動

(1) セミナー等への講師派遣

大学や民間団体等が2006年9月以降主催する知的財産啓発セミナー

に担当者を講師として派遣し、模倣品・海賊版撲滅の必要性を訴える。

また、2007年3月に、不正商品対策協議会と日本経済新聞社が共催する「アジア知的財産権シンポジウム」に担当者をプレゼンターとして派遣し、最近の取締りの現状を紹介するとともに、知的財産権保護の重要性を訴える。

【警察庁】

(2) 教育活動

2006年10月に、担当者を全国生涯学習フェスティバル「まなびピアいばらき」に派遣し、模倣品・海賊版に対する知識を広め、知的財産権保護の大切さを学ぶ機会を提供する。

【警察庁】

児童生徒から高齢者に至るまで広く多くの人々を対象として、著作権に関する総合的な教育事業である「著作権学ぼうプロジェクト」を実施する。

2006年度は、国民一般、教職員、図書館職員等の対象者別の講習会を15箇所で開催し、約3,000名の参加者に対する普及・啓発を行うとともに、全国の中学3年生全員に教材を配付する。

【文部科学省】

(3) 民間による取組のサポート

2006年7月に映像産業振興機構による、「放送番組の海外展開ハンドブック」の作成を支援し、その中において、海賊版対策についての普及・啓発を実施したが、今後も同様の取組を実施する。

【総務省】

民間団体による模倣品・海賊版対策関連セミナーや、総務省がオブザーバー参加する民間協議会における模倣品・海賊版に関する講演、消費者への普及・啓発に係る取組を支援する。

【総務省】

5. ホームページ上の情報提供

警察庁ホームページ「偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて！！」において、模倣品・海賊版等に対する取締り実態と検挙事例を紹介するとともに、最近の特徴を詳しく説明する。(2月、8月に更新。)

【警察庁】

警察庁のホームページに関する取組に協力し、検挙事例に関するその後の処分・裁判結果等に関して、警察庁に情報提供を行い、法務省ホームページからもアクセスできるようにする。

【法務省】

税関ホームページにおいて、模倣品・海賊版を国内へ持ち込まないようアニメーションを通じて呼びかけるとともに、差止実績等を紹介する。

【財務省】

6. 密接な連携の確保

国民への啓発活動に関する上記の取組を、関係省庁が一体となって強力に推進していくため、各省庁は相互に、ポスターの貼付場所の提供、キャンペーンへの参加等、積極的に協力し連携を図る。また、地方支分部局その他の関係機関に対しては、これら取組に関し、地域において相互に協力し連携を図るよう徹底する。

【関係府省】

以 上